

岐阜県公報

号外 (一) 令和三年六月十七日

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

告示

岐阜県告示第二百七十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

1 N (一) ヒドロキシニ (チオフェンニイル)エチル「ピペリジン 四 イル」 N フェニルプロパンアミド及びその塩類 (通称 Hydroxythiofenantyl)

2 メチル「ニ (一) (四) フルオロプロチル」 - H インドール 三 カルボキ サミド」 三・三 ジメチルブタノアイト及びその塩類 (通称四 F MDMB B ICA、四 F MDMB BUTICA)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和三年六月十八日

令和三年六月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社